

# 転入手続きと町のご案内

平成 27 年 4 月

## ◎ 地元自治会への加入について【問い合わせ先：総務課（庁舎 1 階）】

小布施町には、28 の自治会があります。各自治会では、環境整備、防災・防犯活動、スポーツ振興、子どもの育成事業、景観づくり等さまざまな地域活動を行っています。

一人ひとりが自ら参加し、お互いに助け合うまちづくりを進めています。

お住まいの地域は、以下の自治会に該当していますので、自治会長さんにご連絡ください。

加入自治会名 \_\_\_\_\_

自治会長名 \_\_\_\_\_ TEL 247-

(自治会内の隣組が決まりましたら、住民係までご連絡ください。)

## ◎ ごみの出し方【問い合わせ先：健康福祉課（庁舎 1 階）】

「ごみの分け方・出し方」のポスターに従って、「ごみ分別収集カレンダー」の指定日に最寄りのゴミステーション（場所は自治会長さんに確認してください）に出してください。

指定ごみ袋（可燃、金属、容器包装プラスチック、埋立）は、近隣のスーパー等で販売しています。

資源物の分別・収集にご協力をお願いします。

日曜収集 毎月第 2 日曜日（原則）午前 7 時～9 時（冬期間 12 月～3 月は午前 8 時～10 時）

生活支援ハウス駐車場（※地図 A）

地区別収集 毎月第 3 金曜日 時間と場所は自治会長さんに確認してください

## ◎ 納税口座の登録【問い合わせ先：総務課（庁舎 1 階）】

転入時に納税口座を登録していただきますと税金、水道料金、保育料金、介護保険料等の納付が口座引き落としになり便利です。

指定金融機関は八十二銀行、長野信用金庫、須高農協、ゆうちょ銀行の 4 機関です。

## ◎ 「町報おぶせ」の配布【問い合わせ先：総務課（庁舎 1 階）】

月に 1 回（20 日）町報を発行しています。自治会に加入している世帯は自治会長を通して隣組組長さんから配布されます。

## ◎ 同報無線戸別受信機の設置【問い合わせ先：総務課（庁舎 1 階）】

町からのお知らせは、原則として同報無線による放送と広報誌です。

同報無線の定時放送を 1 日 4 回（午前 6 時 50 分、午後 0 時 30 分、午後 7 時 55 分、午後 9 時 30 分）のほか、火災、災害発生時など臨時放送を行っています。町から受信機を貸与（無償）しますので、居間など家族のみなさんの聞こえる場所に設置し、常に電源を入れておいてください。また、非常用の乾電池（単二 4 本）は 1 年をめどに交換してください。

## ◎ 指定避難場所について【問い合わせ先：総務課（庁舎 1 階）】

小布施町では、災害に備え指定避難場所を設けています。第 1 避難場所として各自治会の公会堂、第 2 避難場所として公共施設が指定されています。

◎次に該当する方は、各課で手続きをお願いします。

内 容		必要なもの
国民健康保険加入者	前住所地で加入されていた方は、転入と同時に加入になります。	○印鑑
後期高齢者医療加入者	長野県後期高齢者医療の保険証を発行しますので申請してください。	○印鑑 ○負担区分等証明書
国民年金加入者	前住所地で加入されていた方は、引き続き加入になります。	○印鑑 ○年金手帳
犬を飼われている方	前住所地で犬を飼われていた方で、引き続き町内で飼う場合は手続きが必要になります。	○鑑札 ○狂犬病予防注射済票
年金受給者	「住所・支払機関変更届」のハガキ（健康福祉課に備えてあります。）をポストに投函してください。	
介護保険の認定を受けている方	前住所で要介護・要支援認定を受けている方は、手続きが必要になります。	○受給資格証明書 （前住所地発行のもの）
福祉医療	高校 3 年生までの乳幼児・児童及び母子・父子家庭、心身障害者の方が対象になります。（※所得制限があります）	○印鑑 ○健康保険証 ○所得証明書 ○通帳
児童手当	中学校 3 年生までの乳幼児・児童を扶養している方が対象になります。 児童手当は認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されますので、手続きが遅れますと、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。	○印鑑 ○年金加入証明書又は健康保険証 ○児童手当所得証明書 （前住所地発行のもの）
予防接種	小学校 6 年生までの乳幼児・児童で、前住所地で実施していない方が対象になります。	○母子健康手帳
乳幼児健康診査	3 歳までの乳幼児が対象になります。	
各種がん検診	18 歳以上の方がいる世帯は、町で実施している各種検診のチラシをご覧ください。	
障害者手帳をお持ちの方	障害者手帳の居住地変更をしてください。 福祉医療の該当になる方は、併せて手続きできます。	○印鑑 ○身体障害者手帳

以上の手続きは、【健康福祉課（庁舎 1 階）】で手続きをしてください。

上下水道	上下水道の使用を始めるときは申込みをしてください。 【建設水道課（公民館 1 階）で手続き】	○印鑑
小・中学校	児童、生徒、保護者氏名、住所を届け出てください。 【教育委員会（公民館 2 階）で手続き】	
幼稚園	入園を希望される方は手続きが必要になります。 【教育委員会（公民館 2 階）で手続き】	
保育園	町内には、わかば保育園・つすみ保育園の 2 園があります。入園を希望される方は手続きが必要になります。 【教育委員会（公民館 2 階）で手続き】	○所得・課税・扶養証明書 （前住所地発行のもの） 又は源泉徴収票の写し